3　代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

4　第一項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第六十八条の二第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

（組合の継続の届出）

第二百九条の四　組合は、法第六十八条の三第三項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、届出書に組合の継続を決議した総会の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（合併の認可の申請等）

第二百十条　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十九条第二項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　合併を決議した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五～十　（略）

2　（略）

（合併組合の事前開示事項）

第二百十条の二　法第六十九条の三第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　組合が吸収合併消滅組合である場合

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ニ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(2)　（略）

ホ・ヘ　（略）

（新設）

（合併の認可の申請等）

第二百十条　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十九条第二項（法第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　合併を議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五～十　（略）

2　（略）

（合併組合の事前開示事項）

第二百十条の二　法第六十九条の三第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　組合が吸収合併消滅組合である場合

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算書類（附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ニ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(2)　（略）

ホ・ヘ　（略）